本号で公布された法令のあらまし

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第九九号）（文部科学省）

1　介護補償の額を引き上げることとした。（第六条の二第二項関係）

2　同一の事由により他の法令による年金たる給付が支給される場合における傷病補償年金の額及び休業補償の金額の調整率を引き上げることとした。（附則第三条第一項及び第三項関係）

3　休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げることとした。（別表関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇農村地域工業等導入促進法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇〇号）（農林水産省）

1　合併市の区域が農村地域から除かれる地域の要件に該当する場合には、当該要件は、当該合併市の区域のうち旧市町村の区域であった区域ごとに適用することとした。（第三条関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇一号）（農林水産省）

一　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正関係

1　内閣総理大臣の権限のうち、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一一八号。以下「法」という。）附則第二六条第一項の認可を金融庁長官に委任されない権限とすることとした。（第九条関係）

2　法第四三条第三項及び第一四条の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、信用農業協同組合連合会の法第四二条第三項の認可（以下「認可」という。）等を財務局長又は財務支局長に委任することとした。（第一〇条～第一三条関係）

3　内閣総理大臣は、この政令による権限を金融庁長官に委任することとした。（第一四条関係）

4　農林中央金庫の子会社である特定承継会社が銀行が営む業務に相当する業務を営む場合における法その他の法令の適用に関し必要な事項を定めることとした。（附則第九条～第二七条関係）

二　農業協同組合法施行令の一部改正関係

1　農業協同組合連合会の子金融機関等に、認可に係る業務の代理を行う農業協同組合を追加することとした。（第一一条関係）

2　農業協同組合法及び農業協同組合法施行令における金融庁長官の権限の財務局長又は財務支局長への委任の範囲を拡大することとした。（第五九条関係）

三　水産業協同組合法施行令の一部改正関係

1　漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会の特定関係者に、認可に係る業務の代理を行う漁業協同組合又は水産加工業協同組合並びに当該漁業協同組合又は水産加工業協同組合の子法人等及び関連法人等を追加することとした。（第九条関係）

2　漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会の子金融機関等に、認可に係る業務の代理を行う漁業協同組合又は水産加工業協同組合を追加することとした。（第一〇条の二関係）

四　協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令の一部改正関係

協同組織金融機関の優先出資に関する法律における金融庁長官の権限のうち、農業協同組合又は農業協同組合連合会に関するものの一部を財務局長又は財務支局長に委任することとした。（第二三条関係）

五　農林中央金庫法施行令の一部改正関係

1　農林中央金庫の特定関係者に、認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合並びに当該農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合の子法人等及び関連法人等を追加することとした。（第八条関係）

2　農林中央金庫の子金融機関等に、認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合を追加することとした。（第八条の二関係）

六　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正関係

犯罪による収益の移転防止に関する法律における金融庁長官の権限のうち、農業協同組合又は農業協同組合連合会に関するものの、財務局長又は財務支局長への委任範囲を拡大することとした。（第二三条関係）

七　金融庁組織令の一部改正関係

認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合に対する立入検査権限等について、金融庁検査局等の所掌事務とすることとした。（第四条、第五条、第一一条及び第一九条関係）

八　施行期日

この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇水道法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇二号）（厚生労働省）

1　水道事業又は水道用水供給事業に係る公衆衛生の向上と生活環境の改善に関し特に専門的な知識を必要とする事務が適切に実施されるものとして厚生労働大臣が指定する都道府県（以下「指定都道府県」という。）に対して、厚生労働大臣の権限の一部を指定都道府県の知事へ移譲することとした。（第一五条第一項関係）

2　厚生労働大臣は、指定都道府県の指定をしたときは、その旨を公示することとした。（第一五条第二項関係）

3　厚生労働大臣は、指定都道府県について指定の事由がなくなったと認めるときは、当該指定を取り消すこととした。（第一五条第四項関係）

4　厚生労働大臣は、指定都道府県の指定を取消したときは、その旨を公示することとした。（第一五条第五項関係）

5　指定都道府県の知事が処理する認可等の事務について、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は指定都道府県の知事が行うこととし、当該認可等の事務を行うにあたっては、相互に密接な連携の下に行うこととした。（第一五条第七項及び第八項関係）

6　この政令の施行に伴い、登録免許税法施行令（昭和四二年政令第一四六号）及び道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令（平成一九年政令第一一号）の規定の整備を行うこととした。（附則第三条及び第四条関係）

7　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。